

○南風原町議会政務活動費の交付に関する規程

平成26年3月4日議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、南風原町議会政務活動費の交付に関する条例（平成26年南風原町条例第4号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員の通知)

第2条 条例第5条第1項及び第2項に定める様式は、政務活動費の交付を受けようとする議員について（様式第1号）によるものとする。

(政務活動費の交付申請書)

第3条 条例第6条第1項、第2項及び第3項に定める様式は、政務活動費交付申請書（様式第2号）及び政務活動費変更交付申請書（様式第3号）によるものとする。

(政務活動費の交付決定)

第4条 条例第7条に定める様式は、政務活動費交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(政務活動費の請求)

第5条 条例第8条第1項に定める様式は、政務活動費請求書（様式第5号）によるものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第9条第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書の写しを、政務活動費収支報告書（写）の送付について（様式第6号）により町長に送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第7条 議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書の閲覧)

第8条 条例第12条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過した日の翌日からすることができる。

2 条例第12条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。